

#### 4.4.4 刊行委員会運営規程

昭和27年 1月 設 置  
昭和33年 5月 理事会決  
昭和61年 1月21日 理事会決  
1988年12月13日 理事会決  
2000年 1月19日 理事会改 イ)  
2003年 3月12日 理事会改 ロ)

第1条（目的） この委員会は、定款第5条（3）に定める研究成果等の刊行（建築雑誌および論文報告集を除く）およびこれに関連する事業を円滑に運営することを目的とする。

第2条（業務） この委員会は、前条の目的を達成するため下記の事項を担当する。ロ)

- (1) 刊行物の調査・企画および実施に関すること
- (2) 調査研究関係委員会等の刊行計画の実施に関すること
- (3) 能力開発支援教材等の作成に関すること ロ)
- (4) 執筆報酬および著作権料等に関すること ロ)
- (5) 刊行規程その他刊行事業に関すること ロ)
- (6) その他、委員会の目的に則した事項に関すること ロ)

第3条（組織） 委員会は、次の委員をもって組織する。ロ)

- (1) 会長が指名する事業理事，学術理事，会計理事， 図書理事，専務理事 ロ)
- (2) 能力開発支援事業委員会が推薦する者若干名 ロ)
- (3) 教材委員会委員長 ロ)
- (4) 正会員の中から会長が指名する者若干名 ロ)

2. 委員会には委員長ならびに幹事を置き，委員長は事業理事が当たり，幹事は委員の中から委員長が指名する。ロ)

3. 委員会は第2条(1)の事業を行うために，下部組織として下記の委員会を設けることができる。ロ)

- (1) 刊行企画部会
- (2) 刊行企画ごとの編著委員会

4. 前項の部会の主査および委員は委員長の指名によるものとし，部会の幹事は部会委員の中から主査が指名する。また，編著委員会の運営は別に定める運営内規による。ロ)

第4条（任期） 委員の任期は2か年とし6月に始まり翌々年5月に終わる。ただし，理事である委員は理事の任期によるものとする。また，部会委員の任期は2か年とし 委員長が必要と認めた場合には重任することができる。ロ)

第5条（運営） 第2条（2）の業務を行うにあたって，委員長が必要と認めたときは，当該刊行計画の責任者の出席を求めて，意見を聞くことができる。

付 則 この規程は、2003年6月1日より施行する。 ロ)